

《大韓民国》少年法

崔, 鍾植
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/10713>

出版情報：法政研究. 73 (2), pp.185-196, 2006-10-05. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



《大韓民国》少年法

崔 鍾 植 (訳)

制定公布一九五八年七月二四日法律第四八九号

全文改正一九八八年二月三十一日法律第四〇五七号

一部改正一九九五年一月五日法律第四九二九号

第一章 総則

第一条 (目的) この法律は、反社会性のある少年に対して

その環境の調整及び性行の矯正に関する保護処分を行い、
刑事処分に関する特別措置を行うことにより、少年の健

全な育成を期することを目的とする。

第二条 (少年、保護者) この法律で「少年」とは、二〇歳
未満の者をいい、「保護者」とは法律上監護教育の義務
ある者及び現に監護する者をいう。

第二章 保護事件

第一節 通則

第三条 (管轄、職能) ①少年保護事件の管轄は、少年の行
為地、居住地又は現在地による。

②少年保護事件は、家庭法院少年部又は地方法院少年部
(以下「少年部」という。)に属する。

③少年保護事件の審理及び処分の決定は、少年部単独判事
が行う。

第四条 (保護の対象と送致及び通告) ①次の各号の一に該
当する少年は、少年部の保護事件として審理する。

一 罪を犯した少年

二 刑罰法令に触れる行為をした一二歳以上一四歳未
満の少年

三 次に該当する事由があつて、その性格又は環境に照

して、将来、刑罰法令に触れる行為をする虞のある一
二歳以上の少年

イ 保護者の正当な監督に服従しない性癖のあること

ロ 正当な理由がなく家庭から離脱すること

ハ 犯罪性のある者若しくは不道德な者と交際し、又
は自己若しくは他人の徳性を害する性癖のあること

②第一項第二号及び第三号に該当する少年がいるときは、

警察署長は、直接管轄少年部に送致しなければならない。

③第一項各号の一に該当する少年を発見した保護者又は学校及び社会福祉施設の長は、これを管轄少年部に通告することができる。

第五条（送致書）少年保護事件を送致する場合には、送致書に本人の住居、氏名、生年月日及び行為の概要並びに家庭状況を記載し、その他参考資料を添付しなければならない。

第六条（移送）①保護事件の送致を受けた少年部は、保護の適正を期するため必要であると認めるときは、決定をもって、事件を他の管轄少年部に移送することができる。

②少年部は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもって、その事件を管轄少年部に移送しなければならない。

第七条（送検）①少年部は、調査又は審理した結果、禁錮以上の刑にあたる犯罪事実が発見された場合において、その動機及び罪質に照して刑事処分の必要があると認めるときは、決定をもって、事件を管轄地方法院に対応する検察庁検事に送致しなければならない。

②少年部は、調査又は審理の結果、本人が二〇歳以上であることが判明したときは、決定をもって、事件を管轄地

方法院に対応する検察庁検事に送致しなければならない。ただし、第五条の規定により法院に移送しなければならない場合は、この限りでない。

第八条（通知）少年部は、第六条及び第七条の規定による決定をしたときは、遅滞なくその理由を本人及びその保護者に通知しなければならない。

第二節 調査及び審理

第九条（調査方針）調査は、医学・心理学・教育学・社会学その他専門的知識を活用して、少年及び保護者又は参考人の性行・経歴・家庭状況その他環境等を究明するよう努めなければならない。

第一〇条（陳述拒否権の告知）少年部又は調査官が犯罪事実に関して少年を調査するときは、あらかじめ少年に対して不利な陳述を拒否することができることを知らせなければならない。

第一一条（調査命令）①少年部判事は、調査官に対して本人、保護者又は参考人の審問その他必要事項の調査を命ずることができる。

②少年部は、第四条第三項の規定により通告された少年を審理する必要があると認めるときは、その事件を調査し

なければならぬ。

第十二条（専門家の診断）少年部は、調査又は審理をするに当たっては、精神科医師・心理学者・社会事業家・教育者その他専門家の診断並びに少年分類審査院の分類審査結果及び意見を斟酌しなければならぬ。〔改正九五・一・五〕

第十三条（召喚、同行令状）①少年部判事は、事件の調査・審理に必要があると認めるときは、期日を指定して、本人、保護者又は参考人を召喚することができる。

②本人又は保護者が正当な理由がなく召喚に応じないときは、少年部判事は、同行令状を発することができる。

第十四条（緊急同行令状）少年部判事は、本人を保護するために緊急措置が必要であると認めるときは、第十三条第一項の規定による召喚をしないで、同行令状を発することができる。

第十五条（同行令状の方式）同行令状には、少年又は保護者の氏名、年齢、住居、行為の概要、引致又は收容する場所、有効期間及びその期間の経過後には執行に着手することができず令状を返還しなければならない旨並びに発付年月日を記載して、少年部判事が署名・捺印しなければならぬ。

第十六条（同行令状の執行）①同行令状は、調査官が執行する。

②少年部判事は、少年部法院書記官、法院事務官、法院主事、法院主事補や保護観察官又は司法警察官吏に同行令状を執行させることができる。

③同行令状を執行したときは、遅滞なく、これを保護者又は補助人に通知しなければならない。

第十七条（補助人選任）①本人又は保護者は、少年部判事の許可を受けて、補助人を選任することができる。

②保護者又は弁護士を補助人に選任する場合には、第一項の許可を要しない。

第十八条（臨時措置）①少年部判事は、事件の調査・審理に必要なであると認めるときは、少年の監護について決定をもって次の各号の一に該当する措置をとることができる。〔改正九五・一・五〕

一 保護者、少年を保護することができる適当な者又は施設に委託すること

二 病院その他療養所に委託すること

三 少年分類審査院に委託すること

②同行された少年又は第五十二条第一項の規定により引き渡された少年については、到着したときから二四時間以内

に第一項の措置を行わなければならない。

③第一項第一号、第二号の委託期間は、三月を、第一項第三号の委託期間は、一月を超えることができない。ただし、特に継続の必要があるときは、一回に限り決定をもってこれを延長することができる。

④第一項第一号、第二号の措置をとるときは、保護者又は受託者に対し、少年監護に関する必要事項を指示することができる。

⑤少年部判事は、第一項の決定をしたときは、少年部法院書記官、法院事務官、法院主事、法院主事補、少年分類審査院所属公務員、矯導所又は拘置所所属公務員、保護観察官又は司法警察官吏にその決定を執行させることができる。〔改正九五・一・五〕

⑥第一項の措置は、いつでも決定をもって、取消し、又は変更することができる。

第一九条（審理不開始の決定）①少年部判事は、送致書及び調査官の調査報告により、事件の審理を開始することができず、又は開始する必要があると認めるときは、審理を開始しない旨の決定をしなければならない。この決定は、本人及び保護者に通知しなければならない。

②事案が軽微であるという理由として審理不開始決定をす

るときは、少年に対して訓戒し、又は保護者に対して少年に対する厳格な管理又は教育を行わせるように告知することができる。

③第一項の決定があるときは、第一八条の臨時措置は、取り消されたものとみなす。

④少年部判事は、所在不明を理由に審理不開始の決定を受けた少年の所在が明らかになったときは、その審理不開始の決定を取り消さなければならない。

第二〇条（審理開始の決定）①少年部判事は、送致書及び調査官の調査報告により事件を審理する必要があると認めるときは、審理開始の決定をしなければならない。

②第一項の決定は、本人及び保護者に通知しなければならない。この場合において、審判に付される事由の要旨及び補助人を選任することができる旨を併せて通知しなければならない。

第二一条（審理期日の指定）①少年部判事は、審理期日を指定して本人及び保護者を召喚しなければならない。ただし、必要があると認めるときは、保護者は召喚しないことができる。

②補助人の選任があるときは、補助人に審理期日を通知しなければならない。

第二二条（期日変更）少年部判事は、職権及び本人、保護者又は補助人の請求により審理期日を変更することができる。期日を変更したときは、これを本人、保護者又は補助人に通知しなければならない。

第二三条（審理の開始）①審理期日には、判事及び書記が列席しなければならない。

②調査官、保護者及び補助人は、審理期日に出席することができる。

第二四条（審理の方式）①審理は、親切かつ温和にしなければならない。

②審理は、公開しない。ただし、判事は、適当であると認める者に在席を許可することができる。

第二五条（意見陳述）①調査官、保護者及び補助人は、審理に關して意見を陳述することができる。

②第一項の場合に判事は、必要があると認めるときは、本人の退席を命ずることができる。

第二六条（証人訊問、鑑定、通訳、翻訳）①少年部判事は、証人を訊問し、鑑定、通訳、翻訳を命ずることができる。

②刑事訴訟法中、法院の証人訊問、鑑定、通訳及び翻訳に關する規定は、保護事件の性質に反しない限り第一項の場合に準用する。

第二七条（検証、押収、搜索）①少年部判事は、検証、押収又は搜索をすることができる。

②刑事訴訟法中、法院の検証、押収及び搜索に關する規定は、保護事件の性質に反しない限り、第一項の場合に準用する。

第二八条（援助、協力）①少年部判事は、その職務に關してすべての行政機関、学校、病院その他公私の団体に対して必要な援助及び協力を要求することができる。

②第一項の要求を拒むときは、正当な理由を提示しなければならない。

第二九条（不処分決定）①少年部判事は、審理の結果、保護処分をすることができず、又はする必要がないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。この決定は、本人及び保護者に通知しなければならない。

②第一九条第二項、第三項の規定は、第一項の決定に準用する。

第三〇条（記録の作成）①少年部の法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事補は、保護事件の調査及び審理に對する記録を作成し、調査及び審理の内容及びすべての決定を明確にし、その他必要な事項を記載しなければならない。

②調査記録に対しては、調査官及び少年部の法院書記官、

法院事務官、法院主事又は法院主事補が、審理記録に対しては、少年部判事及び法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事補が署名・捺印しなければならない。

第三十一条（委任規定）少年保護事件の審理に必要事項は、大法院規則で定める。

第三節 保護処分

第三二条（保護処分の決定）①少年部判事は、審理の結果、保護処分の必要があると認めるときは、決定をもって次の各号の一に該当する処分をしなければならない。

- 一 保護者又は保護者の代わりに少年を保護することができる者に監護を委託すること
- 二 保護観察官の短期保護観察を受けさせること
- 三 保護観察官の保護観察を受けさせること
- 四 児童福祉法上の児童福祉施設その他少年保護施設に監護を委託すること
- 五 病院、療養所に委託すること
- 六 短期で少年院に送致すること
- 七 少年院に送致すること

②第一項第一号処分と、第二号及び第三号の処分は、併合

することができる。

③第一項第二号又は第三号の処分時に、一六歳以上の少年に対しては、社会奉仕命令又は受講命令を同時に命ずることができない。

④第一項各号の一に該当する処分をしたときは、少年部は、少年の引き渡しと同時に少年の矯正に必要な参考資料を受託者又は処分を執行する者に送付しなければならない。

⑤少年の保護処分は、その少年の将来の身上にいかなる影響も及ぼさない。

第三三条（保護処分の期間）①第三二条第一項第一号、第四号、第五号の委託の期間は、六月とし、少年部判事は、決定をもって、六月の範囲内において一回に限りその期間を延長することができる。ただし、少年部判事は、必要な場合には、いつでも決定をもってその委託を終了させることができる。

②第三二条第一項第二号の短期保護観察の期間は、六ヶ月にする。

③第三二条第一項第三号の保護観察の期間は、二年にする。ただし、少年部判事は、保護観察官の申請により、決定をもって、一年の範囲内で一回に限りその期間を延長することができる。

④第三二条第三項の社会奉仕命令又は受講命令は、同条第一項第二号の短期保護観察の場合には、五〇時間を、同条第一項第三号の保護観察の場合には、二〇〇時間を、それぞれ超過することができず、保護観察官がその命令を執行する場合には、本人の正常な生活を妨害しないようにしなければならない。ただし、短期保護観察又は保護観察が終了し、又は仮解除された場合には、これを執行しない。

⑤第三二条第一項第六号の規定により短期で少年院に送致された少年の収容期間は、六月を超えることができない。

第三四条（没収の対象）①少年部判事は、第四条第一項第一号、第二号に該当する少年について第三二条の処分をする場合には、決定をもって次に掲げる物を没収することができる。

- 一 犯罪又は刑罰法令に触れる行為に提供し、又は提供しようとした物
 - 二 犯罪又は刑罰法令に触れる行為から生じ、又はこれによって取得した物
 - 三 第一号及び第二号の対価として取得した物
- ②第一項の没収は、その物が本人以外の者の所有に属しない場合に限る。ただし、本人の行為があつた後その情を

知つて取得した者に属する場合には、この限りでない。

第三五条（決定の執行）少年部判事は、第三二条第一項、第三項の決定をしたときは、調査官、少年部法院書記官、法院事務官、法院主事、法院主事補、保護観察官、少年院又は少年分類審査院所属公務員その他委託又は送致を受ける機関所属の職員にその決定を執行させることができる。〈改正九五・一・五〉

第三六条（報告と意見提出）①少年部判事は、第三二条第一項第一号、第四号又は第五号の処分をしたときは、受託者に対して少年に関する報告書又は意見書の提出を要求することができる。

②少年部判事は、調査官に第三二条第一項第一号、第四号又は第五号の処分に関する執行状況を報告させることができ、必要があると認める場合、受託者にその執行及び関連する事項を指示することができる。

第三七条（処分の変更）①少年部判事は、受託者又は保護処分を執行する者の申請により決定をもって第三二条の保護処分を変更することができる。ただし、同条第一項第一号、第四号、第五号の処分は、職権でこれを変更することができる。

②第三五条の規定は、第一項の規定による決定の執行にこ

れを準用する。

③第一項の決定は、遅滞なく本人及び保護者に通知し、その趣旨を受託者又は保護処分を執行する者に通知しなければならぬ。

第三八条（保護処分の取消）①保護処分の継続中本人が処分当時二〇歳以上であることが判明した場合には、少年部判事は、決定をもってその保護処分を取り消し、次の区分により処理しなければならない。

一 検事若しくは警察署長の送致又は第四条第三項の通告による事件の場合には、管轄地方法院に対応する検察庁検事に送致する。

二 第五〇条の規定により法院が送致した事件の場合には、送致した法院へ移送する。

②保護処分の継続中本人が処分当時一二歳未満であることが判明した場合には、少年部判事は、決定をもってその保護処分を取り消さなければならない。

第三九条（保護処分と有罪判決）保護処分の継続中本人に対して有罪判決が確定した場合には、保護処分をした少年部判事は、その処分を存続する必要がないと認めるときは、決定をもって保護処分を取り消すことができる。

第四〇条（保護処分の競合）保護処分の継続中本人に対し

て新たな保護処分があったときは、その処分をした少年部判事は、前の保護処分をした少年部に照会し、いずれかの保護処分を取り消さなければならない。

第四一条（費用の補助）第一八条第一項第一号、第二号の措置に関する決定又は第三二条第一項第一号、第四号若しくは第五号の処分を受けた少年の保護者は、受託者に対してその監護に関する費用の全部又は一部を支払わなければならない。ただし、保護者が支払う能力がないときは、少年部がこれを支払うことができる。

第四二条（証人等の費用）①証人、鑑定人、通訳人及び翻訳人に支給する費用、宿泊料その他費用に対しては、刑事訴訟法中費用に関する規定を準用する。

②第一項の規定は、参考人に支払う費用について準用する。

第四節 抗告

第四三条（抗告）①第三二条の保護処分の決定又は第三七条の保護処分変更の決定は、その決定に影響を及ぼす法令の違反があり、若しくは重大な事実誤認があるとき又は処分が著しく不当なときは、本人、保護者、補助人又はその法定代理人は、管轄家庭法院又は地方法院本院合議部に抗告することができる。

② 抗告の提起期間は、七日とする。

第四四条（抗告状の提出）① 抗告をする場合においては、

抗告状を原審少年部に提出しなければならない。

② 抗告状の提出を受けた少年部は、三日以内に意見書を添付して抗告法院に送付しなければならない。

第四五条（抗告の裁判）① 抗告法院は、抗告の手續が法律

の規定に違反し、又は抗告に理由がないと認めるときは、決定をもって、抗告を棄却しなければならない。

② 抗告法院は、抗告が理由があると認めるときは、原決定を取り消し、事件を原少年部に差し戻し、又は他の少年部に移送しなければならない。

第四六条（執行の停止）抗告は、決定の執行を停止する効力がない。

第四七条（再抗告）① 抗告を棄却する決定に対しては、その決定が法令に違反するときに限り大法院に再抗告をすることができる。

② 第四三条第二項の規定は、第一項の再抗告に準用する。

第三章 刑事事件

第一節 通則

第四八条（準拠法例）少年に対する刑事事件に関しては、

この法律で特別な規定がなければ一般刑事事件の例による。

第四九条（検事の送致）① 検事は、少年に対する被疑事件を捜査した結果罰金以下の刑にあたる犯罪であり、又は保護処分にあたる事由があると認めるときは、事件を管轄少年部に送致しなければならない。

② 少年部は、第一項の規定により送致された事件を調査・審理した結果、その動機及び罪質が禁錮以上の刑事処分をする必要があると認めるときは、決定をもって当該檢察庁検事に送致することができる。

③ 第二項の規定により送致した事件は、更に少年部に送致することができない。

第五〇条（法院の送致）法院は、少年に対する被告事件を審理した結果、罰金以下の刑にあたる犯罪、又は保護処分にあたる事由があると認めるときは、決定をもって事件を管轄少年部に送致しなければならない。

第五一条（移送）少年部は、第五〇条の規定により送致を受けた事件を調査又は審理した結果、本人が二〇歳以上であることが判明したときは、決定をもって送致した法院へ事件を再び移送しなければならない。

第五二条（少年部送致時の身柄処理）① 第四九条第一項又

は第五〇条の規定による少年部送致決定がある場合には、少年を拘禁している施設の長は、検事の移送指揮を受けたときから法院少年部がある市・郡では、二四時間以内に、その他の市・郡では、四八時間以内に少年を少年部に引き渡さなければならぬ。この場合、拘束令状の効力は、少年部判事が第一八条第一項の規定による少年の監護に関する決定をしたときに失われる。

②第一項の規定による引き渡し及び決定は、拘束令状の効力期間内になされなければならない。

第五三条（保護処分）第三二条の保護処分を受けた少年に対しては、その審理決定された事件は、更に公訴を提起し、又は少年部に送致することができない。ただし、第三八条第一項第一号の場合には、公訴を提起することができる。

第五四条（公訴時効の停止）第二〇条の規定による審理開始の決定があるときからその事件に対する保護処分の決定が確定するときまで公訴の時効は、その進行が停止する。

第五五条（拘束令状の制限）①少年に対する拘束令状は、やむを得ない場合でなければ発することはできない。

②少年を拘束する場合には、特別な事情がなければ他の被

疑者又は被告人と分離して収容しなければならない。

第二節 審判

第五六条（調査の委嘱）法院は、少年に対する刑事事件に關してその必要事項の調査を調査官に委嘱することができる。

第五七条（審理の分離）少年に対する刑事事件の審理は、他の被告事件と関連する場合にも、審理に支障がない限り、その手続を分離しなければならない。

第五八条（審理の方針）①少年に対する刑事事件の審理は、親切かつ温和に行わなければならない。

②第一項の審理には、少年の心身状態、性行、経歴、家庭状況その他環境等に対し正確な事実を糾明することに特別な注意をしなければならない。

第五九条（死刑、無期刑の緩和）罪を犯すときに一八歳未満の少年に対しては、死刑又は無期刑で処すべきときは、一五年の有期懲役とする。

第六〇条（不定期刑）①少年が法定刑の長期二年以上の有期刑にあたる罪を犯したときは、その刑の範囲内で長期及び短期を定めてこれを言い渡す。ただし、長期は一〇年、短期は五年を超えることができない。

②少年の特性に照して相当であると認めるときは、その刑を減輕することができる。

③刑の執行猶予、刑の宣告猶予を言渡すときは、第一項の規定を適用しない。

第六十一条（未決拘禁日数の算入）第一八条第一項第三号の措置があつたときは、その委託期間は、刑法第五七条第一項の判決宣告前拘禁日数とみなす。

第六十二条（換刑処分の禁止）一八歳未満の少年に対しては、刑法第七〇条の規定による留置言渡をすることができない。ただし、判決宣告前拘束し、又は第一八条第一項第三号の措置があつたときは、その拘束又は委託の期間にあたる期間は、労役場に留置されたものとみなして刑法第五七条の規定を適用することができる。

第六十三条（懲役、禁錮の執行）懲役又は禁錮の言渡を受けた少年に対しては、特に設けた矯導所又は一般矯導所内であつても特に分界された場所においてその刑を執行する。ただし、少年が刑の執行中に二三歳に達したときは、一般矯導所で執行することができる。

第六十四条（保護処分と刑の執行）保護処分の継続中に懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた少年に対しては、まずその刑を執行する。

第六五条（仮釈放）懲役又は禁錮の言渡を受けた少年に対しては、次の期間を経過すれば仮釈放を許すことができる。

一 無期刑については、五年

二 一五年の有期刑については、三年

三 不定期刑については、短期の三分の一

第六六条（仮釈放期間の終了）懲役又は禁錮の言渡を受けた少年が仮釈放された後、その処分が取り消されずに仮釈放前に執行を受けた期間と同じ期間を経過したときは、刑の執行を受け終わったものとする。ただし、第五九条の刑期又は第六〇条第一項の規定による長期の期間が先に経過したときは、そのときに刑の執行を終了したとすることとする。

第六七条（資格に関する法令の適用）少年のとき犯した罪により刑の言渡を受けた者がその執行を終了し、又は執行の免除を受けたときは、資格に関する法令の適用については、将来に向つて刑の言渡を受けなかつたものとなす。

第四章 罰則

第六八条（報道禁止）①この法律により調査又は審理中に

ある保護事件又は刑事事件に対しては、氏名、年齢、職業、容貌等によりその者が当該本人であることを推知することができるような事実又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載又は放送することができない。

②第一項の規定に違反したときは、新聞紙においては、編輯人及び発行人、その他の出版物においては、著作者及び発行者、放送においては、放送編輯人及び放送人を一年以下の懲役又は禁錮又は三〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

第六九条（年齢の虚偽陳述）成人の者が故意に年齢を虚偽陳述して保護処分又は少年刑事処分を受けたときは、一年以下の懲役に処する。

第七〇条（照会応答）①少年保護事件と関係ある機関は、その事件の内容に関して裁判、捜査又は軍事上必要な場合以外のいかなる照会にも応じてはならない。

②第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

第七一条（召喚の拒絶）第一三条第一項の規定による召喚に正当な理由がなく拒絶した者は、三〇万ウォン以下の過怠料に処する。

附則

①（施行日）この法律は、一九八九年七月一日から施行する。

②（経過措置）この法律は、この法律施行当時調査又は審判中にある保護事件又は刑事事件に対しても適用する。ただし、この法律施行前に従前の規定により行った保護手続又は刑事手続の効力には、影響を及ぼさない。

附則へ一九九五年一月五日法律第四九四九号

第一条（施行日）この法律は、公布した日から施行する。

第二条 省略